

別表第一 (第二号関係)			
区分	科 目	時間数	備 考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	二	重度訪問介護に従事する者の職業倫理に関する講義を行うこと。
実習	基礎的な介護技術に関する講義 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 外出時の介護技術に関する実習	一 五 二	
合 計		一〇	
別表第二 (第三号関係)			
区分	科 目	時間数	備 考
講義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	四	
実習	コミュニケーションの技術に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	一 二 三	在宅等で生活する障害程度区分五又は六である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を、一か所以上含むこと。
合 計		一〇	
別表第三 (第四号関係)			
区分	科 目	時間数	備 考
講義	行動援護に係る制度及びサービスに関する講義	二	サービス利用者の人権及び従事者の職業倫理に関する講義も含む。
演習	行動援護の事例の検討に関する演習 行動援護の技術に関する講義 行動援護の支援技術に関する演習	二 四 三	

(注) この表に定める研修の課程は、別表第一に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

特別区 地域区分	サービス種類	割	合 計	
			一〇	四
旧知的障害者通勤療養支援	旧知的障害者通勤療養支援	千分の千四十八		
就労継続支援	就労継続支援	千分の千六十八		
旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)	旧身体障害者授産施設支援(旧指定特定身体障害者入所授産施設において行う場合)	千分の千七十		
自立訓練	自立訓練	千分の千七十一		
就労移行支援	就労移行支援	千分の千七十一		
居宅介護	居宅介護	千分の千七十二		
重度訪問介護	重度訪問介護			
行動援護	行動援護			
児童デイサービス	児童デイサービス			
短期入所	短期入所			
重度障害者等包括支援	重度障害者等包括支援			
相談支援	相談支援			

行動援護の事例分析に関する演習

行動援護の事例分析の検討に関する演習

モデルを使ったグループワークによる演習を行うこと。

演習結果の発表及び講評を行うこと。

○厚生労働省告示第五百三十九号  
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号)及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十八年十月一日から適用し、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に基づき厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成十八年厚生労働省告示第二百三十二号)は、平成十八年九月三十日限り廃止する。

平成十八年九月二十九日  
厚生労働大臣が定める一単位の単価  
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)第一号、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十四号)第一号及び障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価は、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)以下「法」という。(第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、児童デイサービス、自立訓練及び障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ)、法第三十二条第一項に規定する指定相談支援(以下「指定相談支援」という。)並びに法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援については十円、居宅介護、重度訪問介護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所又は法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設等、指定相談支援の事業を行う事業所又は法附則第二十一条第一項に規定する特定旧法施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。